

税務調査でチェックされる「源泉所得税②」

週刊税務通信2021年12月13日号No.3683「税 務調査を乗り切るポイント」愛知吉隆著より

給与以外及び現物給与に関する事項

源泉所得税の対象には、「月額の給与以外に支払われるもの」及び「金銭以外の物・権利その他経済的な利益をもって収入する場合」(所法36条1項)が含まれます。

<u>しかし、実費弁償であるもの、社会通念上容認されるもの、少額であるものについては、あえて給与課税を行わ</u>ない(非課税)としています。

「非課税」かどうかの調査のポイント

- ①【通勤費】・・・通勤手当は、交通手段により限度額を規定しています。
 - ⇒ 徒歩通勤者へ支払う通勤費は、課税。
 - ⇒ 自動車通勤の場合、公共交通機関の限度額を適用していないか(有利な方の選択ではない)
- ②【旅費】・・・日当、宿泊費は非課税。
 - ⇒ 宿泊費は、実費精算以外でも一般に妥当な金額であれば非課税。
 - ⇒ 出張(日当)手当が明らかに高額ではないか(基本給、諸手当等から総合判断)
- ③【研修費、資格取得費】・・・業務上必要な資格・知識を得るための費用は非課税。
 - ⇒ 入社前の社長の子供が対象となっていないか。
- ④【慶弔費】・・・社会通念上、相当と認められるものは非課税。
 - ⇒ 職位等で社員間に金額に大きく差がついていないか。
 - ⇒ 同族関係者や特定の者に甘い規程になっていないか。
- ⑤【食事の支給】···<u>使用人が食事の半分以上を負担</u>し かつ <u>会社負担額が、月額3500円以内</u>であれば<u>非課税</u>
- ⑥【健康診断】・・・一般的な健診であれば非課税。
 - ⇒ 高額な人間ドッグの利用はないか。
- ⑦【<mark>慰安旅行】・・・4泊5日以内</mark>(目的地滞在日数) かつ 全従業員50%以上参加 かつ <u>会社負担が多額でなけ</u>れば非課税。
 - ⇒「多額でない」の基準はありませんが、おおむね10~15万円程度。
 - ⇒成績優秀者の褒賞としての旅行は、非課税とならない(勤務の成果であるため)
 - ⇒職位(役員と一般社員)で、旅行代金(交通費・宿泊費)に大きく差がないか。
 - ⇒金額明細に疑義があれば、旅行会社等に反面調査。
- ⑧【社宅費用】・・・家賃の50%以上の負担で非課税。
 - ⇒役員への豪華社宅(240㎡超·個人の嗜好設備·一般にない設備等)の場合は、通帳の賃料相当額。
 - ⇒社宅の選択(賃貸物件)にあたって全て本人の自由意思としていないか(「住宅手当(課税)」と見なされる)

【今月の経営格言】 社長の定位置は社長室ではない。お客様のところである。 by 一倉定(経営コンサルタント)

定期的にお客様を訪問している社長は極めて少ない。会社に出勤しても、ほとんどの時間を社内で 過ごすため、世間知らずである。世間知らずに正しい経営が出来るはずがない。社員の欠点ばかり目 に映り、小言を言うことが社長の大切な仕事と思い込んでしまう。 「一倉定の経営心得」より

MyKomon